

法務・検察行政刷新会議での議論・提言についての要請書

法務・検察行政刷新会議

事務局 保坂 和人 様

2020年9月4日

日本国民救援会

会長 望月憲郎

法務・検察行政刷新会議（以下、刷新会議）委員のみなさんが真摯に議論されていることに敬意を表します。

刷新会議を国民は注視しています

刷新会議の議論を国民は注視しています。

1月31日、黒川弘務東京高検検事長の定年延長が閣議決定されました。極めて異例なことで、安倍政権に近いと言われる黒川検事長を検事総長にするための決定だとして国民から強い批判を浴びました。通常国会では、その閣議決定を合理化するために、検察幹部の定年延長などの検察庁法改定案が出され、そのなかに、検察幹部の人事について内閣の権限を強める規定が含まれていたことから、「検察の人事に政治権力が介入することを正当化し、政権の意に沿わない検察の動きを封じ込め」るものだ（元検事総長など検察幹部経験者の意見書）などとの批判がおこり、「#検察庁法改正に抗議します」のツイートが100万を超えて広がるもどで、改定案は廃案になりました。

新型コロナウイルス対策で緊急事態宣言が出されている最中、その黒川検事長が賭け麻雀をしていたことが発覚。検察は不起訴とし、内閣の判断（内閣は法務省の判断と説明）で処分も「訓告」に留まりました。政府への不信が一気に高まりました。

さらに、元法相の河井克行衆議院議員と妻・河井案里参議院議員が公選法違反（買収容疑）で起訴されましたが、検察は、河井夫妻から現金等を受け取ったことを認めた広島県内の市長や県議・地方議員をはじめ約100人の刑事処分を見送り、立件さえしませんでした。国民から検察への強い疑念と批判が起きています。

刷新会議について、国民の批判に応えるかのような形をとりながら、検察庁法改定案を生き返らせようという狙いや、検察批判を強めて検察の政界への捜査を削ぐ狙いがあるとの批判も上がっています。多くの国民は、刷新会議が検

察の問題に厳しくメスを入れ、文字通り検察を「刷新」することを期待していません。

そのためには、刷新会議でも確認されているように「検察の在り方検討会議」の提言「検察の再生に向けて」（以下、「提言」）がいかに履行されているのかという検証が必要です。とくに、「提言」で指摘された根本的な問題（「1 検察の基本的使命・役割」で指摘している以下の3点）を、いかに実践できたのかが検証されなければなりません。

- 検察官は、被疑者・被告人の権利保障と事案の真相解明に努めることにより、えん罪を防止し、真犯人の適切な処罰を実現するという検察の使命・役割を改めて自覚するべきである。
- 検察官は、「公益の代表者」として、有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現に努めなければならない。
- 検察官は、捜査段階においても、起訴・不起訴を決し公判活動を行う公訴官として期待されている冷静な証拠評価や法律問題の検討等の役割を十分に果たすべきである。

刷新会議への意見

刷新会議の第1回の会議で森まさこ法相は次のように述べています。

「カルロス・ゴーン被告の国外への逃亡等に端を発して、我が国刑事司法の在り方が国際的に広く議論の対象となりました。そして、検察官の勤務延長問題、それに続く検察庁法改正案をめぐる、政府、検察庁、法務省に対する国民の信頼、期待は大きく損なわれることになりました」。

この問題にメスを入れ、損なわれた信頼を回復するために必要な刷新の道筋を打ち出すことが会議の大切な任務だと考えます。

鎌田薫座長は第1回会議で、「国民一般の感情に基づいた様々な意見を集めるということが重要」と発言されました。

そこで、私たち日本国民救援会として、以下、意見を述べるものです。

日本国民救援会は、1928年に創立され、戦前は治安維持法で弾圧された人の救援にあたり、戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を活動の羅針盤として、冤罪事件をはじめ、多くの事件支援などを通して人権と民主主義を守るために運動をすすめてきました。その立場から検察の在り方検討会議や法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」にも要請をおこなってきました。

①準司法的な検察の人事に内閣が介入する問題の検証を求めます

今回の黒川検事長の定年延長という異例の人事が、なぜ閣議決定されたのか。閣僚をも訴追できる準司法的な検察の人事に内閣が介入したのではないかと

た、検察庁法改定案で、検察の人事に、内閣が介入するような法案をなぜ政府は出したのか。

まさに国民が最も注目しているのは「法務行政の透明化」であり、そのためにも上記の問題について検証をおこなうよう求めます。

②国際的な水準に近づく刑事手続きの改善を求めます

カルロス・ゴーン氏の問題で、長期間の勾留など被疑者・被告人の権利が十分保障されていない問題（「人質司法」）が、世界から注目され、批判されました。日本が批准している自由権規約委員会からも、警察での留置（代用監獄制度）や長期勾留などの問題が繰り返し批判され、改善が求められています。

国連の拷問禁止委員会の席上、ある委員が「自白に頼る日本は『中世』」と批判した後、会場に失笑が広がると日本の代表が「Shut up！（黙れ）」と発言し、日本政府の態度に驚きが広がりましたが、なぜ検察は国連等からの批判や勧告を真摯に受け止めないのでしょうか。その姿勢がないのに、「我が国の刑事手続きについて国際的な理解が得られるようにするための方策」（刷新会議の議題）を検討できるのでしょうか。

改めて国連などからの批判・勧告に向き合い、国際的な人権保障の水準に近づくように刑事手続きの改善をすすめる提言を求めます。

③検察は「公益の代表者」としての役割を果たすことを求めます

黒川元検事長の賭け麻雀について、検察は不起訴にしました。賭博を取り締まり、起訴する立場にある検察の最高幹部がおこなった賭博を不起訴にしたことは、一般社会から見てもあまりにも甘い処分であり、内閣への忖度と身内同士のかばい立てではないでしょうか。そして、国民が憤っているのは、黒川氏の「職務外の非行」そのものについてではなく、検察幹部の黒川氏を不起訴にし、あまりに軽い処分で済ませた検察という組織の姿勢に憤っているのです。

さらに、河井夫妻の選挙買収事件で、検察は、現金を受け取ったことを認めた市長や議員などの刑事処分さえおこないませんでした。私たちが支援してきた100を超える公職選挙法違反事件では、野党候補を支持して戸別訪問や文書配布という言論活動をおこなった市民が、逮捕され、家宅捜索を受け、勾留され、起訴され、長期間裁判にかけられたのです（裁判の結果、戸別訪問などの制限が違憲であるなど10件もの違憲無罪判決が出されました。国連の自由権規約委員会からも、それらの制限の見直しが勧告されています（資料①参照））。

検察は、選挙のために文書を配ったり、知人宅を訪ねて選挙のお願いをしたこと（形式犯）を起訴しながら、明確な買収（実質犯）については刑事処分さえしなかったのです（*）。

*「買収のようにその行為自体が犯罪性をもついわば刑事犯的なものは実質犯とよばれ、選挙運動の文書の違反のように行政犯的なものは、形式犯とよばれる。」昭和35年『犯罪白書』より。

「公益の代表者」である検察が、身内に甘く、与党に都合よく、法を解釈し運用しているのではないのでしょうか。これでは、「起訴・不起訴を決し公判活動を行う公訴官として期待されている冷静な証拠評価や法律問題の検討等の役割を十分に果た」（「提言」）したとは言えません。このような検察の姿勢に対し、国民から厳しい意見が向けられるのは当然です。

なぜこのように「提言」に反する差別的な判断がおこなわれたのか。その問題について議論し、多くの国民が納得できるように改善方向を打ち出す提言を求めます。

④冤罪を生まないための改善を求めます

冤罪事件があとを絶ちません。冤罪は、国家による人権侵害です。

80年代には、死刑が確定した免田、財田川、松山、島田の4事件で4人の死刑囚が再審無罪となり死刑台から生還しました。2000年以降、無期懲役の事件で足利事件、布川事件、東電OL殺人事件、東住吉冤罪事件が再審無罪となり、昨年3月には松橋事件（懲役13年）、今年3月には湖東記念病院事件（懲役12年）が再審無罪となりました。しかし、いまでも多くの冤罪犠牲者が無実を訴えています。ぜひその実態を知ってください。

なぜ冤罪がなくなるのか。それは、日本では冤罪への具体的な反省がなされていないからです。他の国では冤罪事件が起きた時には、国会などでその原因を究明し、二度と冤罪を生まないように抜本的な改革をおこなっています。しかし日本では原因究明さえ行わず、冤罪を生まないとの立場を示していません。当然、冤罪はいまも生まれています。

冤罪を生む背景には、検察が、「えん罪を防止（する）」「有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現」（「提言」）とは、まったく反対の態度をとっているからです。

具体的には、「自白」の強要や無実の証拠隠し、再審開始決定への不服申し立て（上訴）などです。

「自白」の強要は、ゴーン問題でも指摘された「人質司法」と深く関連した問題です。否認すれば釈放されない、警察に身柄を拘束されたもとで延々と取調べがおこなわれ、耐えられずウソの「自白」をしてしまうのです。

また、無実の証拠隠しは、検察官による冤罪づくりです。刑事訴訟法の改定で証拠開示が法制化されました。しかし、検察官など捜査機関の手元にある全証拠に弁護人がアクセスできるわけではないため、検察官が無実の証拠を隠しても弁護人にはわかりません。国連からも証拠へのアクセス権を保障するよう勧告されています。（資料②参照）

無期懲役で再審無罪が確定（2011年6月）した布川事件の国賠裁判で、東京地裁は昨年5月、偽計など警察の違法な取調べや検察の証拠隠しがなければ、

第二審判決（1973年12月）、つまり37年半前に無罪判決が出された蓋然性が高いと、国と県に賠償を命じています。

刑事訴訟法の改定では、再審における証拠開示は法制化されませんでした。再審を訴えている冤罪犠牲者にとって、検察の手持ち証拠が開示されない問題が最大の壁となり、「無辜の救済」を阻んでいます。再審無罪となった事件の多くで、検察の開示した証拠が再審への道を開きました。

さらに、「有罪判決の獲得」への固執による、再審開始決定に対する不服申立て（上訴）によって「無辜の救済」は妨害されています。

再審無罪となった大阪・東住吉冤罪事件（無期懲役）では、地裁の再審開始決定に検察が上訴し、その後、高裁で再審開始決定が確定するまで3年7か月も費やされたのです。また、鹿児島・大崎事件では、3度も再審開始決定が出されたにもかかわらず、検察の上訴で再審開始が取り消され、当事者の原口アヤ子さん（94歳）はいまも冤罪を訴えつづけています。欧米などでは、再審開始決定に対する検察の上訴が禁止されています。

刷新会議の配布資料11「刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則9条」の3項に「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示…等について検討を行うものとする。」とされています。刷新会議で事務方からは、協議会が設けられ議論されていると報告がありましたが、協議会の議事録は非公開となっており、国民の目の届かないところで議論がされています。開かれた刷新会議の場で、この問題について議論してください。

ぜひ刷新会議の場で、実際に冤罪を受けた当事者の生の声を聴く場をもっていただき、検察を刷新する意義を深く理解してください。そして、冤罪防止・「無辜の救済」のためのさらなる提言を求めます。

以上

【資料】

〈資料①〉

■自由権規約委員会第5回日本政府審査 総括所見(2008年10月)

26. 委員会は、公職選挙法の下での戸別訪問の禁止、選挙運動期間前に配布可能な文書図画への制限などの表現の自由及び参政権に対して課された非合理的な制約につき懸念を有する。委員会は、政治活動家と公務員が、私人の郵便箱に政府に批判的な内容のリーフレットを配布したことで、不法侵入についての法律や国家公務員法の下で逮捕、起訴されたとの報告についても懸念する(第19条及び第25条)。

締約国は、規約第19条及び第25条の下で保護されている政治活動及び他の活動を、警察、検察官及び裁判所が過度に制約しないように、表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである。

〈資料②〉

■自由権規約委員会第4回日本政府審査 総括所見(1998年11月)

26. 委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する。

■同 第5回審査 総括所見(2008年10月)

18. 委員会は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下で、警察では正式に捜査と留置の機能が分離されているにもかかわらず、代替収容制度(代用監獄)の下では、捜査の便宜のため被疑者を最長23日間警察の留置施設に留置することが可能であり、保釈の可能性がないこと及び特に逮捕後最初の72時間は弁護士との接見が制限されており、自白を得る目的で長期にわたる取調べや取調べの乱用が行われる危険性が増すことについての懸念を再度表明する。(第7条、第9条、第10条及び第14条)

締約国は、代替収容制度を廃止するか、規約第14条に規定される全ての保障の完全な遵守を確保すべきである。また、締約国は、全ての被疑者に対して、取調べ中も含めて、弁護士と秘密裏に接見できる権利、嫌疑のある犯罪の種類にかかわらず逮捕された瞬間から法的援助にアクセスできる権利、及び、診療記録を含む事件に関係する全ての警察の記録にアクセスできる権利が保障されることを確保すべきである。また、締約国は、起訴前保釈制度を導入すべきである。

■同 第6回審査 総括所見(2014年8月)

死刑 13. …締約国は以下のことをすべきである。

…(c)とりわけ弁護側に全ての検察官の証拠への完全なアクセスを保障すること、また拷問あるいは不当な処遇によって得られた自白が証拠として援用されないことを確保することによって、不当な死刑判決に対する法的セーフガードを速やかに強化すること。

* 日本国民救援会 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階
電話 03-5842-5842 ホームページ <http://kyuenkai.org/>